## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例(埼

玉県条例第三十一号) (政策調査課)

一趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合を改正するもの

一内容

─ 平成二十七年度の期末手当の支給割合の引上げ

口 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合

に関する条例第三条第一項に規定する月に応じ、 平成二十八年度以 降  $\mathcal{O}$ 期末手当の支給割合を「特別職の職員の給与及び旅費 同項に規定する割合」とする。

二 施行期日等

(--)平成二十七年度  $\mathcal{O}$ 期末手当の支給割 合の改定につい ては、 公布  $\mathcal{O}$ 日 カュ ら施行

ご、平成二十七年十二月一日から適用

 $(\Box)$ 平成二十八年度以降の期末手当の支給割合につ V ては、 平成二十八年四月

日から施行